

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）における下記案件に係る一般競争入札を実施するため、法人契約規程（平成24年制定。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月20日

地方独立行政法人堺市立病院機構
理事長 門田 守人

1 入札に付する事項

案 件 名	放射線業務従事者に係る被ばく線量測定業務
仕 様 等	仕様書のとおり
履 行 場 所	仕様書のとおり
履 行 期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
業務担当部署	法人本部 事務局 人事室
入 札 方 法	郵便による紙入札
契 約 方 法	単価契約
最低制限価格	設定しない
資 格 審 査	落札候補者決定後に行う

2 契約担当部署

郵便番号	593-8304
所在地	大阪府堺市西区家原寺町1丁1番1号
所 属	地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 事務局 法人運営室
電話番号等	電 話 072-289-7031 FAX 072-272-9911 E-mail nyusatsu@sakai-hospital.jp

3 入札参加資格

当該案件への入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- 規程第3条及び法人契約規程実施細則（平成24年制定。以下「実施細則」という。）第2条の規定に該当しない者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全でない者
- 法人税又は所得税及び消費税並びに地方消費税に未納がない者
- 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当しない者
- 次のいずれにも該当しない者
 - 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外を受けている者

(6) その他仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

4 スケジュール等

(1) 入札関係書類

配布期間	公告日から令和4年1月31日 17時まで
配布方法	法人ホームページからダウンロードすること。 http://www.sakai-city-hospital.jp/bid/index.php ※窓口及び郵送等での配布は行わない。

(2) 質疑の申請

申請期間	公告日から令和4年1月31日 17時まで
質疑方法	前記「2 契約担当部署」に様式1「入札に関する質疑書」を電子メールにて送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。
回答日	令和4年2月8日 ※法人ホームページにおいて公表する。

(3) 入札書の提出

提出期間	公告日から令和4年2月16日 17時まで
提出方法	前記「2 契約担当部署」宛に一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。 ※別紙1を必ず参照すること

(4) 開札

開札日	令和4年2月17日 11時00分
場所	堺市立総合医療センター4階会議室1（前記「2 契約担当部署」の所在地に同じ）

5 入札方法等

(1) 入札書の提出

様式2「入札書」に入札金額及び必要事項を記入のうえ、前記「4（3）入札書の提出」のとおり提出すること。なお、様式3「入札担当者連絡先」を必ず同封すること。

(2) 再度入札

1回目の開札において、予定価格の範囲内の入札がなかった場合は、2回目の入札を実施するので、1回目と同様の方法で入札書を提出すること。

提出期間	令和4年2月17日から令和4年2月22日 17時まで
開札日	令和4年2月24日 11時00分
場所	堺市立総合医療センター4階会議室2（前記「2 契約担当部署」の所在地に同じ）

(3) 入札書に記載する金額

入札は、仕様書による履行期間及び業務内容において、業務遂行に必要となる一切の費用を含む総金額で行う。総金額の計算方法については、仕様書の【8 予定数量】にある各測定器の1か月あたり単価に予定数量を乗じた金額とする。

(4) 入札書記載時の注意事項

- ア 入札書右上日付欄には入札書作成日を記載すること。
- イ 入札金額及び入札金額内訳は消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を含まない金額を記載すること。
- ウ 金額の一桁上位には必ず¥マークを記載すること。
- エ 訂正印を用いて金額等の訂正はしないこと。訂正が必要な場合は新たな用紙で作成すること。

オ 数字の二重書きはしないこと。

カ 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印すること。

(5) 落札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

6 入札執行の中断、延期、中止等

入札執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、入札の執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を中断、延期、中止する場合がある。

- (1) 天災地変等が発生したとき。
- (2) 有力な証拠をもって、入札執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。
- (3) その他やむを得ない事由により入札の執行を中断等すべきと判断したとき。

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書封筒に記名押印がないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき
- (3) 入札書に記名押印がないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき
- (4) 入札金額を訂正したとき
- (5) 入札書と入札書封筒の件名が一致しないとき
- (6) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で届けられたとき
- (7) 郵送封筒を開封した際に、入札書封筒が封かんされていないとき又は郵送封筒に入札書が直接入っているとき
- (8) 1つの封筒に2つ以上の入札書が封入されていたとき
- (9) 入札書提出期限までに提出が確認できないとき
- (10) 最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で行った入札
- (11) 再度入札を実施した場合において、前回最低金額と同額以上の価格で行った入札
- (12) 明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で行った入札
- (13) 落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しない者又は事後審査の結果、入札参加資格を満たしていないことが判明した者が行った入札
- (14) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき
- (15) その他、入札に関する条件に違反したとき

8 開札の立会いに関する事項

- (1) 入札者が開札に立ち会う場合は使用印鑑、代理人が開札に立ち会う場合は様式6「委任状」及び委任状において届け出る受任者印をそれぞれ持参すること。
- (2) 開札に入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当機構職員が立ち会うものとする。
- (3) 開札時間に遅刻したとき又は使用印鑑（代理人が立ち会う場合においては委任状及び受任者印）を持参しないときは、開札に立ち会うことができない。

9 落札候補者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 開札の結果は入札参加者に電子メールにて通知する。

10 事後審査

- (1) 落札候補者が前記「3 入札参加資格」を有する者であるか審査する。
- (2) 落札候補者は落札候補者として決定した旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日後（堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項各号に掲げる日を除く。）の午後5時まで（郵送の場合は必着）に次の書類を前記「2 契約担当部署」まで提出すること。ただし、特別の事由により、法人がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。なお、審査に要する費用は落札候補者の負担とする。また、審査書類の返却は一切行わない。
 - ア 法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）若しくは登記簿謄本の原本又は写し（発行後3か月以内のものに限る。）
 - イ 法人にあつては印鑑証明書、個人にあつては印鑑登録証明書（発行後3か月以内のものに限る。）の原本（写し不可）
 - ウ 納税証明書の原本又は写し（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するもの、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するものであって、発行後3か月以内のものに限る。）
 - エ 様式4「使用印鑑届」（「本店」が入札に参加する場合）
 - オ 様式5「使用印鑑届兼委任状」（「本店以外」が入札に参加する場合）
- (3) 落札候補者が堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）又は堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）に基づく入札参加資格を有している場合は、(2)ア及びウの提出は不要とする。
- (4) 落札候補者の行った入札が事後審査の結果無効となった場合、無効となった者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。また、くじにより落札候補者を決定したときは、無効となった者を除き、くじによる審査順位が最も高いものを落札候補者とする。
- (5) 事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定し、落札者にのみ、口頭又は書面により落札決定の通知を行うものとする。

1.1 契約に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた後は、速やかに記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。
- (2) 落札者が関係書類の提出日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しないものとする。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.2 契約保証金に関する事項

落札者は、法人との契約の締結前に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第28条に該当する場合は、免除する場合がある。

なお、保証に係る契約保証金の額は、契約金額（単価契約の場合は支払予定総額）の100分の3以上の額とする。

1.3 違約金に関する事項

落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書の1. 入札金額に記載された金額に消費税等相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

1.4 その他

- (1) 第三者から落札者の入札参加資格に関し、疑義がある旨の通報等があった場合は、当該入札の結果如何にかかわらず、当該落札者の入札参加資格に関する調査を再度実施することができるものとする。
- (2) 入札者は、入札に関連する書類を熟読し、関係法令並びに規程、実施細則を遵守しなければならない。

仕様書

1 業務名

放射線業務従事者にかかる被ばく線量測定業務

2 目的

本業務は、電離放射線障害防止規則第8条により、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の放射線業務従事者等の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量を測定するために委託するものである。

3 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 測定対象者

放射線業務従事者

5 放射線被ばく線量測定器（以下、「測定器」という。）の種類及び仕様（下記の準ずるもの）

測定器	測定線種	エネルギー範囲	測定線量範囲
広範囲用バッジ	X・γ線	10keV～10MeV	0.1mSv～10Sv
	β線	130keV～3MeV	0.1mSv～10Sv
広範囲用バッジ（不均等）	X・γ線	10keV～10MeV	0.1mSv～10Sv
	β線	130keV～3MeV	0.1mSv～10Sv
中性子広範囲用バッジ	X・γ線	10keV～10MeV	0.1mSv～10Sv
	β線	130keV～3MeV	0.1mSv～10Sv
	中性子	0.025eV～15MeV	0.1mSv～60mSv
X・γ線用リング	X・γ線	16keV～3MeV	0.1mSv～1Sv
広範囲用DOSIRIS	X・γ線	24keV～1.25MeV	0.1mSv～1Sv
	β線	0.8MeV（平均エネルギー）	

6 装着期間

測定のための装着期間は原則として毎月1日から月末までの1箇月（以下、「測定月」という。）とする。

7 納品場所

堺市立総合医療センター事務局人事室 堺市西区家原寺町1丁目1番1号

8 予定数量

測定器	予定数量	予定数量内訳	備考
広範囲用バッジ	10,548 個	293 個×12 月×3 年	2022.4～2025.3
広範囲用バッジ（不均等）	4,824 個	134 個×12 月×3 年	2022.4～2025.3
中性子広範囲用バッジ	432 個	12 個×12 月×3 年	2022.4～2025.3
X・γ線用リング	540 個	15 個×12 月×3 年	2022.4～2025.3
広範囲用DOSIRIS	36 個	1 個×12 月×3 年	2022.4～2025.3

※予定数量はいずれの種類も個数変動する可能性がある。

9 実施方法

- (1) 受託者は、法人の指示により必要とする数量の測定器を所属ごとに取りまとめのうえ収納容器に入れ、測定月が始まる5日前までに別紙1の納品区分ごとに分別して納品場所に届けること。
- (2) 追加・中止・変更等があった場合には、測定月の前月の20日までに法人から受託者へ連絡する。追加の場合は、速やかに納品場所へ納品すること。また、中止・変更等の場合は、翌月の測定器の数量について変更すること。
- (3) 法人は使用後の測定器を、測定月が終了してから15日以内に回収し、収納容器に入れ、受託者に返送する。受託者は、返送された測定器を直ちに測定すること。なお、15日目が土日祝日に重なる場合は、15日目以降の最初の営業日とする。

10 測定方法

- (1) 測定結果はミリシーベルト (mSv) で表示すること。
- (2) 測定器の発送 (回収・配付) 及び線量測定結果報告書等に要する費用は、すべて受託者が負担すること。
- (3) 測定器は、受託者の負担により貸与すること。また、これらの破損及び紛失については、受託者の負担により交換する。ただし、故意による紛失は、放射線業務従事者の個人負担とする。

11 代金の支払

受託者は、四半期ごとに法人へ請求を行うものとする。支払日は、請求書が届いた月の翌月末日までとする。

但し、年度末終了後の前年度の支払い (1月から3月分) については、決算の関係上4月末までに金額のみ法人へ報告すること。

12 緊急測定

受託者は、法人が緊急測定を依頼した場合、測定器を受領してから原則24時間以内に報告すること。
(ただし、中性子広範囲用ガラスバッジは除く)

13 報告様式

測定結果の報告は、原則として別紙2～6の様式に従い、電離放射線障害防止規則第9条2項に規定する内容を紙に印刷したもの及び電子データ (CSV, EXCEL 等の表形式のデータ) の両方を提出することにより行うこと。異なる様式を使用する場合は、次に示す項目を必ず含めることとし、事前に法人の承認を得ること。

なお、実効線量及び等価線量について、法人が別途指定する管理基準線量を超えた職員を確認したときは、この報告にかかわらず、速やかに受託者が別途指示する方法により法人に報告すること。ここでいう管理基準線量は、実効線量 1.6mSv/月、及び等価線量 (水晶体・皮膚) 1.6mSv/月、女子腹部表面線量 0.1mSv/月 (マティ管理期間) とする。

- (1) 「個人線量算定値報告書」を作成する。

測定月に対する各個人の測定値実効線量及び等価線量の算定値、個人線量の累計値を報告する。

個人線量 …実効線量、等価線量 (水晶体)、等価線量 (皮ふ)

個人線量の累計値…実効線量 (四半期値計・女子)、年度計、5年間の累計線量、等価線量年度計 (水晶体)、等価線量年度計 (皮ふ)、5年間の累計線量 (水晶体)

- (2) 「個人線量測定値報告書」を作成する。

不均等管理などで、複数個の使用の場合は、装着部位ごとの測定値を報告する。

1 c m線量当量…X・ γ 線、中性子、合計

70 μ m線量当量…X・ γ 線、 β 線、合計

3 m m線量当量…X・ γ 線、 β 線、合計

(3) 個人配付用の「個人用報告書」を作成する。

1 箇月 …実効線量、等価線量（水晶体）、等価線量（皮ふ）

四半期計…実効線量、等価線量（水晶体）、等価線量（皮ふ）

年度計 …実効線量、等価線量（水晶体）、等価線量（皮ふ）

種類別 …1 c m線量当量（1 箇月）、1 c m線量当量（四半期計）、1 c m線量当量（年度計）

(4) 「個人線量算定値管理票」を個人ごとに作成する。（年4回3箇月ごと）

法令で定められている項目を網羅し、報告する。

使用期間、実効線量、等価線量（水晶体）、等価線量（皮ふ）

(5) 「個人線量測定値管理票」を個人ごとに作成する。（年4回3箇月ごと）

不均等管理などで、複数個使用の場合は、装着部位ごとの測定値を報告する。

使用期間、1 c m線量当量（X・ γ 線）、1 c m線量当量（中性子）、1 c m線量当量（合計）、

70 μ m線量当量（X・ γ 線）、70 μ m線量当量（ β 線）、70 μ m線量当量（合計）、

3 m m線量当量（X・ γ ・ β 線合計）

※実効線量：人体の各組織・臓器の受けた線量（等価線量）に基づき算定した線量で、個人線量管理ではその人が受ける総合的な影響の度合いを測るために使用する。

※等価線量：人体の各組織が受けた線量で、個人線量管理では各組織の受ける影響の度合いを測るために使用する。

1 4 データの保存及び引き継ぎ

受託者は、法人が放射線量測定を開始した年月からの放射線測定に関する個人データの全て（退職した者を含む）を現在の受託者から引き継ぎ、個人データの全て（退職した者を含む）を受託者のシステムへ入力し、被ばく線量の管理を行うこと。また受託者の交替があるまでの間、受託者は当該データの全てを適正に保管・管理し、受託者の交替が発生したときは、受託者が新しい受託者へデータの全てを引き継ぐこと。

1 5 個人情報の保護

乙は、この業務を処理するために個人情報の取扱いに当たっては、堺市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。

1 6 仕様書の遵守

本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載された事務内容及び項目を遵守しなければならない。

1 7 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項であっても、医療法施行規則及び電離放射線障害防止規則等関係法令等に従い業務を実施すること。

(2) 委託契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度双方協議のうえ定める。

納品区分	所属	広範囲用 バッジ	広範囲用 バッジ (不均等)	中性子 広範囲用 バッジ	X・γ線用 リング	広範囲用 DOSIRIS
①	堺市立総合医療 C	1				
	診療局	25	13			
	内科統括部	13	13		1	
	消化器内科	9	9		1	
	循環器内科	6	6		1	
	呼吸器内科	5	5			
	脳神経内科	2	2			
	腫瘍内科	1	1			
	外科統括部	5	5			
	消化器外科	1	1			
	胃食道外科	3	3			
	大腸肛門外科	3	3			
	肝胆膵外科	3	3		1	
	呼吸器外科	2	2			
	乳腺内分泌外科	2	2			
	心臓血管外科	3	3		1	
	脳神経外科	5	5			
	整形外科	7	7		1	
	泌尿器科	5	5		1	
	歯科口腔外科	2				
	麻酔科	8				
	リハビリテーション科	1	1			
	集中治療科	2	2			
	緩和ケア科	1	1			
	救命救急科	15	9			
	救急・総合診療科	1	1			
臨床検査技術科	6					
中央手術室	41					
救命救急センター	28					
②	内科統括部	1			1	
	放射線治療科	2		2		
	放射線診断科	5	5			1
	放射線技術科	35		9	7	
	臨床工学科	16				
	放射線・内視鏡	28	27	1		
一月あたりの計	293	134	12	15	1	
総計	10,548	4,824	432	540	36	

個人用報告書

使用者氏名				使用者氏名				使用者氏名							
個人コード				個人コード				個人コード							
集計開始年月日				集計開始年月日				集計開始年月日							
集計終了年月日				集計終了年月日				集計終了年月日							
算定日				算定日				算定日							
項目 (mSv)		使用期間	四半期計	年度計	項目 (mSv)		使用期間	四半期計	年度計	項目 (mSv)		使用期間	四半期計	年度計	
実効線量				実効線量				実効線量							
等価線量	水晶体				等価線量	水晶体				等価線量	水晶体				
	皮ふ					皮ふ					皮ふ				
	女子腹部表面					女子腹部表面					女子腹部表面				
測定方法				測定方法				測定方法							
	モニタ名					モニタ名					モニタ名				
	1cm					1cm					1cm				
	70 μ m					70 μ m					70 μ m				
	測定日					測定日					測定日				
測定方法				測定方法				測定方法							
	モニタ名					モニタ名					モニタ名				
	1cm					1cm					1cm				
	70 μ m					70 μ m					70 μ m				
	測定日					測定日					測定日				
測定方法				測定方法				測定方法							
	モニタ名					モニタ名					モニタ名				
	70 μ m					70 μ m					70 μ m				
	測定日					測定日					測定日				
測定方法				測定方法				測定方法							
	モニタ名					モニタ名					モニタ名				
	H3mm					H3mm					H3mm				
	測定日					測定日					測定日				
5年間の実効線量 累計値	〇〇〇〇年				5年間の実効線量 累計値	〇〇〇〇年				5年間の実効線量 累計値	〇〇〇〇年				
	〇〇〇〇年					〇〇〇〇年					〇〇〇〇年				
	累計値					累計値					累計値				

個人線量算定値管理票（年4回3箇月ごと）

使用期間	算定日	装着モード	型式	装着部位	測定情報コード	実効線量(mSv)		等価線量(mSv)				備考		
							1か月計・四半期計	水晶体	1か月計・四半期計	皮ふ	1か月計・四半期計		女子腹部表面	1か月計・四半期計
—														
—														
—														
第○・四半期計														

年 度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	〇〇〇〇年度	合計
実効線量(mSv)						
等価線量(水晶体)(mSv)						

「入札書封筒」および「郵送封筒」の宛名書き（参考）

下記の宛名書き用紙を参考にし、①「入札書封筒」及び様式2「入札担当者連絡先」を②「郵送封筒」に封入のうえ、一般書留郵便または簡易書留郵便にて郵送してください。

①入札書封筒

(表)

(裏)

②郵送封筒

(表)

(裏)

593-8504

地方独立行政法人堺市立病院機構
法人本部 事務局 法人運営室 行

書留
入札書在中

件名 放射線業務従事者に係る被ばく線量測定業務の委託に係る入札

差出人
住所
商号又は名称
代表者氏名

※ **書留**と**入札書在中**は、**朱書**にしてください。

※ 事業者の個別郵便番号であるため、住所の記載は不要。

郵便入札の注意事項

郵便による入札においては、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程並びに契約規程実施細則、その他公告記載事項を承知の上、参加してください。

1. 郵送するにあたって

入札書の提出方法は次のとおりです。郵送する前に誤りがないか十分確認してください。

- (1) 入札書には、金額、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印してください。
- (2) 入札書は任意の封筒（以下「入札書封筒」という。）に入れ、封かんしてください。なお、入札書封筒表面に件名、入札日を、裏面に所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印（裏面割印）してください。
- (3) 入札書封筒に封かんした入札書を郵送封筒に入れ、差出人欄を記入のうえ、「書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）」を利用し、別途入札公告で指定した提出先へ郵送してください。なお、入札が終わるまで差出控えは保管してください。
- (4) 様式3「入札担当者の連絡先」を郵送封筒に同封してください。
- (5) 郵便による入札に係る費用については、入札者の負担とします。

2. 提出期限

郵便による入札書の提出期限は、別途入札説明書で指定した日を必着とします。なお、所定の日時までに入札書が到着しないときには、当該入札に参加することができません。

3. 入札書の引換等の禁止

一度提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできません。